

平成29年度 下半期の 予算執行状況をお知らせします

【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。

今回は、平成30年3月31日現在の執行状況についてお知らせします。

歳入

項目	実績	予算	収入率
市 税	37億9461万円	38億2583万円	100.8%
地方譲与税	2億6782万円	2億6782万円	100.0%
利子割交付金	547万円	547万円	100.0%
配当割交付金	1664万円	1664万円	100.0%
株式等譲渡所得割交付金	1657万円	1657万円	100.0%
地方消費税交付金	5億6459万円	5億6459万円	100.0%
ゴルフ場利用税交付金	1億3515万円	1億3515万円	100.0%
自動車取得税交付金	7305万円	7305万円	100.0%
地方特例金	1299万円	1299万円	100.0%
地方交付税	58億9262万円	58億9262万円	100.0%
交通安全対策特別交付金	296万円	296万円	100.0%
分担金及び負担金	7363万円	7875万円	107.0%
使用料及び手数料	1億4500万円	1億3573万円	93.6%
国庫支出金	20億7437万円	16億8576万円	81.3%
県支出金	12億5641万円	3億6073万円	28.7%
財産収入	5132万円	5874万円	114.5%
寄附金	1億5850万円	1億5015万円	94.7%
繰入金	4億7347万円	6189万円	13.1%
繰越金	5億8394万円	5億8394万円	100.0%
諸収入	3億9676万円	3億5335万円	89.1%
市 債	15億1330万円	5億3900万円	35.6%

一般会計

歳入 予算現額：175億 917万円
収入済額：148億 2173万円 (84.7%)

歳出 予算現額：175億 917万円
支出済額：134億 9688万円 (77.1%)

歳出

項目	実績	予算	執行率
議会費	1億5675万円	1億4995万円	95.7%
総務費	31億7763万円	20億158万円	63.0%
民生費	50億3734万円	44億574万円	87.5%
衛生費	11億8133万円	8億8455万円	74.9%
農林水産業費	9億1003万円	5億8514万円	64.3%
商工費	3億650万円	2億8943万円	94.4%
土木費	22億7200万円	11億417万円	48.6%
消防費	8億8970万円	8億4249万円	94.7%
教育費	17億2656万円	15億3859万円	89.1%
災害復旧費	1959万円	1629万円	83.2%
公債費	18億2980万円	16億7895万円	91.8%
諸支出金	0万円	0万円	0%
予備費	194万円	0万円	0%

出資金等の状況

株券	4420万円
出えん金	4000万円
出資金	5億8322万円
寄託金	2428万円
債権	3308万円
合計	7億2478万円

※現在高

市債の状況

一般会計債	188億1955万円
下水道建設事業債	50億940万円
水道建設事業債	29億9941万円
合計	268億2836万円

※未償還額 ※数値は表示単位未満を四捨五入しています。

基金の状況

財政調整基金	18億2098万円
減債基金	7億6391万円
公共施設整備基金	9億2959万円
揚排水施設維持管理基金	7993万円
なめがた振興基金	2581万円
新公共交通運営基金	3405万円
行方市ふるさと応援寄附金基金	8886万円
合併振興基金	19億7733万円
防災まちづくり基金	2800万円
有機肥料供給センター整備改修基金	1億5221万円
再編関連訓練移転等交付金基金	5390万円
国民健康保険支払準備基金	8172万円
介護給付費準備基金	2億7500万円
農業集落排水事業債償還基金	1億2798万円
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	2763万円
流域関連公共下水道事業債償還基金	2697万円
戸別浄化槽整備事業債償還基金	7461万円
合計	65億6848万円

※現在高

特別会計・水道事業会計

会計名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	60億4640万円	49億6630万円	82.1%	60億4640万円	53億3737万円	88.3%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	37億1805万円	36億5330万円	98.3%	37億1805万円	33億642万円	88.9%
	サービス事業勘定	390万円	443万円	113.6%	390万円	284万円	72.8%
後期高齢者医療特別会計	3億3446万円	3億3128万円	99.0%	3億3446万円	3億2421万円	96.9%	
農業集落排水事業特別会計	1億5665万円	4057万円	25.9%	1億5665万円	1億1780万円	75.2%	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4億2729万円	1億3126万円	30.7%	4億2729万円	2億6651万円	62.4%	
流域関連公共下水道事業特別会計	3億1937万円	5450万円	17.1%	3億1937万円	2億5199万円	78.9%	
戸別浄化槽整備事業特別会計	1億58万円	2369万円	23.6%	1億58万円	6174万円	61.4%	
水道事業会計	収益的収支	9億4935万円	9億7955万円	103.2%	9億4935万円	8億8954万円	93.7%
	資本的収支	4億2600万円	2億5391万円	59.6%	7億4850万円	5億9611万円	79.6%

三味塚古墳出土資料が国重要文化財に指定されました

行方市三味塚古墳（沖洲）は、全国でもほかに例のない馬形の飾りのついた冠（金銅馬形飾付透彫冠）や、鉄製武具等が出土したことで知られています。このほど、それらの出土品の資料的な価値が認められ、平成30年度の国重要文化財として指定されることになりました。

国立博物館での指定品展示に次いで、茨城県立歴史館においても、指定記念のテーマ展が開催されます。

郷土の文化財とはいえ、大変貴重な資料です。今回の展示は、本物を鑑賞する機会ですので、ぜひご覧ください。

また、6月16日（土）・17日（日）の2日間は「歴史館まつり」を開催していますので、併せてご覧ください。



金銅馬形飾付透彫冠（茨城県立歴史館蔵）



金銅垂飾付耳飾（茨城県立歴史館蔵）



鉄地金銅鏡板付響（茨城県立歴史館蔵）

三味塚古墳出土資料 国重要文化財指定記念

「三味塚古墳と舟塚古墳」

- 展示物 金銅馬形飾付透彫冠 金銅垂飾付耳飾
鉄地金銅鏡板付響 等
- 期間 6月16日（土）～7月29日（日）
- 場所 茨城県立歴史館（茨城県水戸市緑町 2-1-15）
☎029-225-4425
- 入館料 大人150円 大学生80円 70歳以上70円
小・中・高・未就学児は無料

◆三味塚古墳および出土資料の文化財指定について

- 平成 2年 三味塚古墳 行方市指定文化財
- 平成 16年 出土資料 茨城県指定文化財
- 平成 30年 出土資料 国重要文化財

行方市三味塚古墳とは

霞ヶ浦沿岸から内陸に400m離れた沖積地に営まれた前方後円墳。5世紀後半頃のものとして推定され、全長約85m、後円部径48m、前方部幅40mの規模を持つ。

昭和30年に発掘され、石棺および副葬品が出土した。

平成14年から平成18年にかけて復元工事が行われたことにより、現在では、往時の威容を感じる事ができる。



（航空写真：行方市所有）

児童手当の

現況届を忘れずに！

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

現況届とは、児童手当を引き続き支給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は、6月中旬に郵送します。6月1日現在の状況の記入と必要書類を添付の上、6月29日（金）までに提出してください。現況届の提出がない場合、6月分以降の児童手当の支払いは受けられませんので、ご注意ください。

学生の皆さんへ

就職面接会を開催します

茨城県労働政策課

☎029（301）3645

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の平成31年3月卒業予定者および既卒未就職者（おおむね卒業後3年以内）を対象に、県内企業を集めた「大好きいばらき就職面接会（前期）」を開催します。

面接会は午前の部から午後の部にかけて行われます。事前申し込み不要・参加費無料です。履歴書を複数枚お持ちください。

詳しくは問い合わせ先まで。

開催期日および場所

【土浦会場】

7月2日（月）

ホテルマロウド筑波

（土浦市城北町2-24）

【水戸会場】

7月9日（月）

ホテルレイクビュー水戸

（水戸市宮町1-6-1）

▽午前の部

午前10時30分～午後0時30分

▽午後の部

午後2時～午後4時



平成30年度

税務職員採用試験

関東信越国税局人事第二課試験係

☎048（600）3111

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員（国家公務員）を募集します。

■受験資格

①平成30年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成31年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

■試験の程度

高等学校卒業程度

■申込方法等

【原則】インターネット申し込み

○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○受付期間

6月18日（月）午前9時～

6月27日（水）「受信有効」

「インターネット申し込みができない場合」郵送または持参

○問い合わせ先

第1次試験地を所轄する国税局（国税事務所）

■試験日

第1次試験日

9月2日（日）

第2次試験日

10月10日（水）～10月19日（金）

のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■問い合わせ

○インターネット申し込みに関する問い合わせ

人事院人材局試験課

☎03（3581）5311

午前9時30分～午後5時（土日祝日等の休日を除く）

○それ以外の問い合わせ

関東信越国税局人事第二課試験係

☎048（600）3111

午前8時30分～午後5時（土日祝日等の休日を除く）

■児童手当の額

児童の年齢	児童手当 (1人あたり月額)	特例給付 (1人あたり月額)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

木造住宅の耐震診断士

派遣事業について

都市建設課 (玉造庁舎)

☎0299 (55) 0111

既存木造住宅の耐震性を確認するための「耐震診断士派遣事業」実施にあたり、事業希望者を募集します。

■診断概要

木造住宅耐震診断士を派遣し、目視や聞き取りによる一般耐震診断を行い、耐震補強が必要かどうかを判定してもらいます。診断後、耐震補強の工事や精密診断を強制することはありません。

■対象住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (旧耐震基準) で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの。

■対象者

「対象住宅」の所有者で、市税および税外収入金を滞納していない方

■募集件数

2件 (先着順。定数に達した時点で締め切り)

■調査費用

無料

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ (玉造庁舎) に提出

■申込期限

8月31日 (金)

■注意事項

「耐震診断」や「耐震改修」に名を借りたセールスにご注意ください。市では、業者等のあつせんをすることはありません。

木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費の補助について

都市建設課 (玉造庁舎)

☎0299 (55) 0111

木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

■補助金の額

○耐震改修設計費用の3分の1

(限度額10万円)

○耐震改修工事費用の3分の1

(限度額30万円)

■補助対象工事

○耐震改修設計および耐震改修工事
○市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

■対象住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの

○一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計および耐震改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。

※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

■対象者

○「対象住宅」の所有者で、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方

○市税および税外収入金を滞納していない方

■募集件数

耐震改修設計・耐震改修工事ともに各1件 (定数に達した時点で締め切り)

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課都市計画グループ (玉造庁舎) に提出。

■申込期限

8月31日 (金)

第46回花と緑の環境美化コンクール参加花壇募集

生涯学習課 (北浦庁舎)

☎0299 (35) 2111

「花いっぱい運動」で、すばらしい成果をあげている地域・団体・職場・学校を表彰します。

■応募先

生涯学習課 (北浦庁舎)

※応募用紙は、大好きいばらき県

民会議のホームページ (<http://www.daisuki-ibaraki.jp/>) から

ダウンロードできます。

■応募締切

7月2日 (月)

■問い合わせ

生涯学習課 (北浦庁舎)

☎0299 (35) 2111

大好きいばらき県民会議

☎0299 (224) 8120



水稻農薬空中散布のお知らせ

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

無人ヘリコプターを使用し、水稻病害虫の防除事業を次のとおり実施します。ご協力をお願いします。

- 散布実施日 麻生地区 7月18日（水）、19日（木）
玉造地区 7月23日（月）、24日（火）
北浦地区 7月26日（木）、27日（金）

※雨天・強風等により散布が順延になった場合は、防災無線等でお知らせします。

散布は申し込みが必要です

申込期限 6月20日（水）

※6月20日以降の申し込みは、準備の都合上できませんので、ご注意ください。

- ・水田の所有者または耕作者の方に、申込書を郵送します。
- 散布を希望の方のみ、申込書に必要事項を記載して、提出してください。
- なお、確認のための再通知はいたしませんので、ご注意ください。

6月～8月は 農薬危害防止運動月間です

【問い合わせ】 農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

農薬の取り扱いの多くなる6月1日から8月31日の3カ月間は「農薬危害防止運動月間」です。

農薬飛散による被害を防ぐために

○農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

農薬散布は、無風か風が弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、学校や通学路が近くにある場合は、子どもに影響が出ないように注意しましょう。

農薬の飛散防止に努めるとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向きに注意しましょう。

○農薬を使用する場合は、必ず最新の情報を確認しましょう

新たな残留基準値に基づき、使用方法が変更されている農薬があります。従来から使用している農薬でも、必ず最新の情報を購入先などで確認してから使用しましょう。

農薬による事故防止のための注意事項

△毒物または劇薬に該当する農薬のみでなく、全ての農薬は安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。

△農薬を他の容器（特に、飲食品の容器）に移し替えないようにしましょう。

△農薬の調製または散布を行うときは、農業用マスク・保護メガネなどの防護具を着用しましょう。

△農薬の使用にあたっては、容器の表示事項などをよく読み、安全かつ適正に使用しましょう。使用に関して不明な点がある場合は、行方地域農業改良普及センターなどに相談しましょう。

（行方地域農業改良普及センター ☎0299-72-0256）

△散布にあたっては、事前に防除機などの十分な点検整備を行いましょう。

募集します！

「行方市行政改革推進委員会委員」 「なめがた未来のまちづくり協議会委員」

市では、広く市民の皆さんの意見を反映させ、市民協働のまちづくりを実現するため「行政改革推進委員会」と「なめがた未来のまちづくり協議会」の委員を募集します。

■行方市行政改革推進委員会委員 募集人員5人以内

(市長の諮問に応じて、行方市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議します)

■なめがた未来のまちづくり協議会委員 募集人員5人以内

(まちづくりの基本方針や総合調整に関する事項について調査・検討し、その結果を市長に提言します)

▶応募資格 (次の全てに該当する方)

- ・市内に在住する満20歳以上の方(平成30年4月1日現在)
- ・委員会任務の推進に関心のある方(会議時間は基本的に平日の日中開催予定)
- ・開催予定の委員会にほぼ出席できる方
- ・国または地方公共団体の議会議員もしくは常勤の公務員でない方
- ・委員としての責務を自覚し、公平性を有している方

▶応募要件

- ・委員会を通じて知り得た秘密について、守秘義務を負います。
- ・男女共同参画社会の推進の視点から、女性の方の積極的な応募をお待ちしています。

▶任期 平成30年度～平成32年3月31日

▶報酬 会議出席1回当たり5千円をお支払いします(ただし、所得税分を源泉徴収します)。

▶応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記提出先まで提出してください(持参または郵送)。

※応募用紙は、市のホームページからダウンロードするか、ご連絡をいただければ送付します。

▶選考方法 応募書類により選考決定します。

▶応募期間 6月1日(金)～7月2日(月)

▶提出先・問い合わせ

■行方市行政改革推進委員会委員

行方市役所 総務課 行政グループ(麻生庁舎)

〒311-3892 行方市麻生1561-9 ☎0299-72-0811

■なめがた未来のまちづくり協議会委員

行方市役所 企画政策課 政策調整グループ(麻生庁舎)

〒311-3892 行方市麻生1561-9 ☎0299-72-0811



平成 30 年度「夏休み親子水道教室」参加者募集

【問い合わせ】公益財団法人茨城県企業公社 業務課 ☎029-301-1133

夏休みに親子で有意義な思い出を作ってみませんか。水道教室に参加し、体験学習と水に親しむイベントで楽しく過ごし、私たちの利用している水道水について学びましょう。

■期 日 8月4日(土) 午前9時40分～午後1時(受付開始:午前9時～)

■場 所 茨城県企業局鹿行水道事務所(鹿嶋市宮中3761-1)

■募集対象 小学3～6年生と保護者 50組100人

■申込方法 住所・保護者名と児童名(および学年)・電話番号を記入の上、「夏休み親子水道教室」参加希望と記載し、はがき、FAX、Eメール(Eメールの場合必ず件名を記入)またはホームページのいずれかで申し込んでください(定員を超えた場合は、抽選により決定します)。

■申 込 先 〒310-0852 水戸市笠原町978-25 公益財団法人 茨城県企業公社
FAX 029-301-1135

✉ kigyokousha@mizudasu.or.jp

🌐 <http://www.mizudasu.or.jp/kids/summerschool/>

(※ホームページで申し込む場合は、6月6日から受付開始)

■申込締切 7月5日(木)

■参加費 無料

■教室内容 水道水をつくる実験・浄水場見学・水に親しむイベントなど



お便り募集!

NHK-BS プレミアム「にっぽん縦断こころ旅 2018 秋の旅」



NHK-BS プレミアム「にっぽん縦断こころ旅 2018 秋の旅」の撮影が茨城県内で予定されています。撮影地は、視聴者からのお便りをもとに決定されます。

霞ヶ浦と北浦に囲まれた本市は、美しい自然景観を有し、湖岸にはつくば霞ヶ浦りんりんロードや水辺サイクルネットワークなどのサイクリングコースもあります。

ぜひこの機会に、市内の「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」「音の記憶と重なる情景」など、市民の皆さまのこころの風景とエピソードをご紹介ください。

■番組放送時間

NHK - BS プレミアム 「にっぽん縦断こころ旅」

月曜日～金曜日 7:45～7:59

※月曜日はその週のダイジェストと手紙だけを紹介

「にっぽん縦断こころ旅～とうちゃこ～」

火曜日～金曜日 19:00～19:29

※週末は「～とうちゃこ～」版を、各2本ずつ放送します。

土曜日(火曜日・水曜日放送分) 再放送 11:00～11:58

日曜日(木曜日・金曜日放送分) 再放送 11:00～11:58

■茨城県の放送予定日

平成30年11月19日(月)～11月23日(金)

■お便り募集の締め切り日

平成30年10月15日(月) 必着

※放送開始予定日のおよそ2か月前までに応募すると、番組で取り上げられる可能性が高まります。

■お便りの応募方法

以下の方法により、直接NHKまで応募してください。

- ・番組ホームページ投稿フォーム(「こころ旅」で検索)
- ・FAX 03-3465-1327
- ・はがき・封書 〒150-8001 「こころ旅」係

■番組・応募に関する問い合わせ先

NHK ふれあいセンター

0570-066-066 (ナビダイヤル)

050-3786-5000 (ナビダイヤルがご利用になれない場合)

国土交通省霞ヶ浦河川事務所からのお知らせ

【問い合わせ】 国土交通省霞ヶ浦河川事務所調査課 ☎0299-63-2415

洪水情報が**緊急速報メール**で発信されます！

平成29年5月から、国が管理する霞ヶ浦（常陸利根川、横利根川、霞ヶ浦（西浦）、鱈川及び北浦の5河川の総称）で、川が氾濫する可能性が高まった時に、その周辺にいる人に氾濫の危険をお知らせする情報が自動で発信されるようになりました。

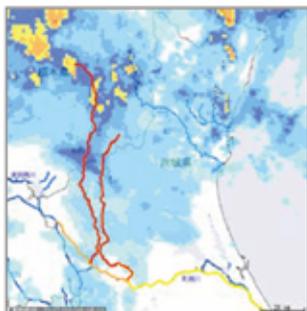


緊急速報メールが来たらまずチェック！

国土交通省 川の防災情報

今、どこで雨が降っているのかを知ることができません。

雨の状況が分かる！



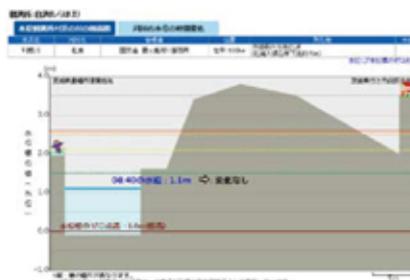
現在の川の様子が分かります。川に近づかなくても状況を知ることができます。

川の様子が分かる！



川に設置した水位計で、近くの川の水位がどのような状況になっているのかを、リアルタイムで確認することができます。

川の水位が分かる！



アクセス！

パソコンから
<http://www.river.go.jp/>
スマートフォンから
<http://www.river.go.jp/s/>



スマホ版「川の防災情報」では、位置情報取得することで、今いる場所の雨の様子や近くの川の状況をすぐに知ることができます。

【問合せ先】 国土交通省霞ヶ浦河川事務所
調査課 0299-63-2415

年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料は、納付期限までに納めましょう

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
国保年金課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6340円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により、早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除される制度や猶予される制度があります。なお、平成30年度の免除申請は、7月2日（月）から受付開始になります。

※納付義務のある方は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

市税等を滞納している方に、自動音声による電話催告を実施します

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

税負担の公平性および税収入を確保するため、納期限を過ぎても納付確認ができない方に対して、平成30年6月から、システムで合成された女性の声による電話催告を行います。

■**対象税目** 市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

催告の電話は、発信専用の電話番号（☎0299-94-2333）から連絡させていただきます。

なお、この電話催告で、次のようなことを指示することは一切ありません。

- ・特定の金融機関や口座番号へ振り込みをお願いすること。
- ・ATM（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすること。
- ・通帳やキャッシュカードを預けるようなお願いをすること。

お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までに、収納対策課（☎0299-72-0811）へご連絡ください。

なお、ご納付後に電話催告があった場合は、行き違いですのでご容赦ください。

税金のお知らせ

今月の税金

○市・県民税 第1期
納付期限（口座振替日）
は7月2日です。

市税の納付は 口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に向く必要もなく、安心です。手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をご持参ください。

なお、口座振替の処理には1カ月程度の期間を要しますので、新年度課税分から口座振替を依頼する場合は早めの手続きをお願いします。

口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です（下段参照）。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能になり、その後も納付できない場合には「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

税目	納期限（口座振替日）
固定資産税	4期（5月・7月・9月・11月）の各月の末日
軽自動車税	5月末日
市県民税	4期（6月・8月・10月・12月）の各月の末日 ただし、12月は25日
国民健康保険税	9期（7月から3月まで）の各月の末日 ただし、12月は25日

※納期限が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限となります。

納期限内の納税にご協力ください！

納税義務

税金は、納期限までに皆さまが自主的に納めていただくものです。このことを自主納税制度といい、税金本来の姿です。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。

法令などにより、税金を滞納すると督促状が送付され、本来納めるべき本税額のほかに督促手数料や延滞金を納めなくてはなりません。

延滞金

決定延滞金は、納期限の翌日から1カ月以内の期間は年2.6%、その後の期間は年8.9%の割合で計算されます（※）。

※平成30年1月1日以降の割合です。

※延滞金は、平成26年1月1日以後、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は特例基準割合に年1%を加算した割合。ただし、この割合が7.3%を超える場合は年7.3%の割合）で計算されます。なお、以前の延滞金率はお問い合わせください。

滞納処分

市税を滞納したまま督促・催告しても完納されない場合には、納期限内に納付されている納税者の皆さまとの公平を保つため、その人の財産（給与、預貯金、保険、不動産など）について差押処分を執行しなければなりません。

差し押さえた後も納付していただけない場合は、差押財産を換価（公売等）して滞納市税へ配当する手続きを行うこととなります。この一連の手続きを滞納処分といいます。

滞納整理の流れ



※滞納整理の費用は、貴重な市民サービスのための財源（市税）から支払われることとなりますので、税金は納期限内に納付されますようお願いいたします。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811